

栗生診療所看護師（パートタイム）募集要項

【健康長寿課】

1 受付期間

令和4年3月9日（水）～

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集人数	主な職務内容
看護師（パートタイムの会計年度任用職員）	1 人	栗生診療所における看護師業務全般

3 勤務条件

任 用 期 間	令和4年中の任用時点～令和5年3月31日 ※1 可能であれば3月中の採用も想定しています。 ※2 令和5年度において、更に再度任用となる場合があります。
勤 務 日	月に12日以内（月曜日～金曜日）
勤 務 時 間	8：30～17：15 ※休憩時間60分を含みます。
休 日	週休日：土曜日及び日曜日 休 日：国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
勤 務 場 所	栗生診療所
報 酬	月額9,638円～
諸 手 当	通勤手当（通勤距離に応じて支給します。） ※ その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	雇用保険及び労災保険に加入します。
休 暇	任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、病気（無給）・介護（無給）・結婚・忌引等の休暇の付与があります。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
そ の 他	・ 報酬等の支給日は、毎月10日となります。 ・ 人事評価を行います。

4 受験資格

受験資格は、次の①～③のいずれにも該当する方とします。

- ① 看護師免許又は准看護師免許を有すること。
- ② 普通自動車免許を有すること。

- ③ 本町に住所を有すること。又は、任用前日までに転入予定であること。

また、次の①～③のいずれかに該当する方は、地方公務員法第16条の規定に基づき受験することができません。（地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。）

- ① 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験及び合格発表について

試験内容	① 書類選考）応募書類により、募集要件等と合致するか事前審査を行います。 ② 面接）主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。
面接日程等	事前の書類選考の結果、募集要件に合致した応募者に個別に連絡します。
合格発表	面接実施後10日以内に通知します。 ※ 合否結果について、電話による問い合わせは対応いたしません。

6 応募の方法

提出書類	① 本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※ 申込書は、役場本庁健康長寿課又は各出張所で配付します。また、町ホームページからもダウンロードが可能です。 ② 看護師免許又は准看護師免許の写し
提出期間	令和4年3月9日（水）～ 当分の間
提出方法	次のいずれかによる方法とします。 ① 役場本庁健康長寿課又は各出張所に持参（出張所に提出の場合は、健康長寿課宛てを伝えてください。） ② 郵送 ③ メール（記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの）
申込先	【郵送の場合】 〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 屋久島町役場健康長寿課 担当：内田 宛て 【メールの場合】 kaigo@town.yakushima.kagoshima.jp 屋久島町役場健康長寿課 担当：内田 宛て

7 個人情報の取扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

8 申込から採用まで

① 申込から採用までの流れは次のとおりとなります。

- 1) 必要書類を提出
- 2) 受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方のみ面接日程を連絡
- 3) 所属長等による面接試験を実施
- 4) 合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付のうえ勤務開始

② 採用は、令和4年4月1日の予定（4月2日以降は随時）ですが、詳細は合格者と調整することとします。

※ 可能であれば3月中の採用も想定しています。

③ 合格発表後、受験資格がないこと若しくは申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合又は任命権者が不相当と認めた場合は、合格を取消することがあります。

④ 地方公務員法の規定に基づき採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。

⑤ 任用期間は1会計年度となりますが、実地能力の実証の結果、再度任用することが可能となっています。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 健康長寿課 担当：内田

〒891-4292

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL：0997-43-5900（内線150）

FAX：0997-43-5905